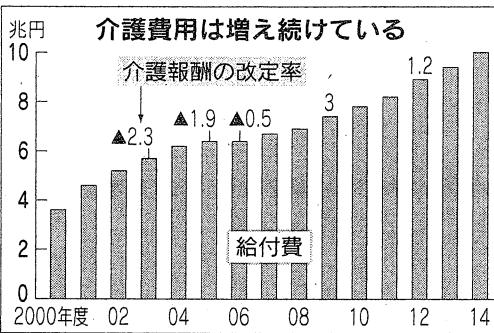


3年に1度改定

介護報酬



▽：介護サービスを提供する社会福祉法人や企業などの事業者が受け取る報酬で、公定価格として国が設定している。最も介護度の重い人が、特別養護老人ホームの個室を1日利用した場合は9470円だ。原則3年に1度改定し、次の改定は2015年度となる。厚生労働省の審議会で上げ幅などを決める。

▽：介護事業者は受け取った介護

報酬から運営費や必要な器具、設備を賄つたうえ職員に給与を払つ。03年度、05年度、06年度はマイナス改定だったが、09年度と12年度の改定では給与を上げる狙いで、それぞれ3%、1・2%引き上げた。09年度から11年度に補正予算を使って介護職員の給与を引き上げたこともある。それでも、介護職員の給与水準は全産業平均の7割と低い。

▽：介護費用の財源は本人の負担が1割で、残りは国と地方の公費（税金）と、40歳以上の個人や企業が負担する保険料で半分ずつ賄つている。介護費用は介護保険制度が始まった2000年度の3・6兆円から14年度は10兆円に膨らんだ。さらに25年度には21兆円になる見込みだ。保険料も00年度の月2900円が14年度は月5000円弱に増えている。介護報酬を上げると保険料の上げにもつながるため、抑制が課題になつていい。